

# 文書質問整理表

令和2年5月に開催予定としていた閉会中常任委員会の代替とし、奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づいて行った文書質問の質問内容と回答、またそれに対する意見・要望は次のとおりである。

常任委員会名 : 建設企業委員会  
質問者 : 井上昌弘

## 1、質問内容及び回答

回答者：都市整備部長

(担当課：西大寺駅周辺整備事務所)

1. 新型コロナウイルスの感染拡大による工事等への影響について	<p><b>【質問の具体的内容】</b></p> <p>緊急事態宣言が出されるもとで大和ハウス、鹿島、大林組など大手ゼネコンが全国で施工中の建物も含め可能な限り工事を中止するとの報道がされている。建設部、都市整備部、企業局において施行中、計画中の如何を問わず、工事に影響が出ているものがあるのかどうか。出ているとすればどんな内容でどんな対応をしているのか。</p> <p><b>【回答内容】</b></p> <p>都市整備部として工事を行っているのは西大寺駅周辺整備事務所のみであり、現在施工中の近鉄大和西大寺駅自由通路整備工事に於きましては、緊急事態宣言が出されたことにより、4月23日から5月10日まで工事を休止しておりましたが5月11日より工事を再開いたしております。4月29日から5月6日まではゴールデンウィークによる近鉄の多客輸送期間のため、元々工程を組んでいなかったこともあり、実質の休止期間としては短く全体の工期には影響はありません。その他の工事についても影響はありません。</p>
---------------------------------	--

回答者：建設部長

(担当課：道路インフラ保全課、道路維持課、道路建設課、河川耕地課、営繕課)

<p>1. 新型コロナウイルスの感染拡大による工事等への影響について</p>	<p><b>【質問の具体的内容】</b></p> <p>緊急事態宣言が出されるもとで大和ハウス、鹿島、大林組など大手ゼネコンが全国で施工中の建物も含め可能な限り工事を中止するとの報道がされている。建設部、都市整備部、企業局において施行中、計画中の如何を問わず、工事に影響が出ているものがあるのかどうか。出ているとすればどんな内容でどんな対応をしているのか。</p> <p><b>【回答内容】</b></p> <p>建設部における施工中の工事については、新型コロナウイルスにおける影響は現在のところ発生していません。</p> <p>ただし、建築工事において、今後設置予定の各種器材等の発注は、メーカー等も受付けていますが、納期については通常と異なり確約が取れない状態であります。</p> <p>しかしながら、受注者から現状では、工事の大きな遅延が生じる程ではないと報告を受けています。</p> <p>また、計画中の工事に関しては、できる限り早く発注を行い、請負者に対しても、今まで以上に早い段階で各種器材等の確保を行うよう協議し、工事の遅延対策に努めます。</p>
--	---

回答者：企業局長

(担当課：企業局 水道工務課・下水道事業課・送配水管理センター)

1. 新型コロナウイルスの感染拡大による工事等への影響について

**【質問の具体的内容】**

緊急事態宣言が出されるもとで大和ハウス、鹿島、大林組など大手ゼネコンが全国で施工中の建物も含め可能な限り工事を中止するとの報道がされている。建設部、都市整備部、企業局において施行中、計画中の如何を問わず、工事に影響が出ているものがあるのかどうか。出ているとすればどんな内容でどんな対応をしているのか。

**【回答内容】**

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 18 条の規定に基づいて定められている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 5 月 4 日変更）において、国民の安定的な生活の確保として、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者（インフラ運営関係電力、ガス、石油、石油化学、LP ガス、上下水道、通信、データセンター等）は事業継続を要請されています。

企業局でも、事業継続に不可欠な工事等や市民の生命・財産の保護のために必要な工事等については、最低限持続していかなければならないと考えております。

企業局で施行中の工事については、影響はまだ出ていませんが、今後の工事については、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、工事資材の調達が困難になったり、工事請負業者の作業員の確保などの影響により、工事が計画どおり進捗しない可能性があると考えております。

回答者：企業局長

(担当課：企業局 企業出納課)

2. 新型コロナ  
ウイルス感染拡  
大に伴う上下水  
道料金の減免及  
び徴収猶予につ  
いて

**【質問の具体的内容】**

新型コロナウイルス感染拡大により、売上激減や休業などで苦境にあえぐ住民や事業者の暮らし・営業を守るため、各地で水道料金の減免など自治体の独自支援が広がっている。例えば愛知県小牧市では水道料金の基本料金を6か月間免除、奈良県内でも大和高田市では基本料金を2か月間（6月検針分から）家庭や事業者を含むすべての給水契約を対象に免除する（予算規模3500万円）などである。奈良市水道条例にも減免規定がある。奈良市でもこの規定を生かして水道料金の減免に踏み切るべきではないかと考える。

また下水道使用料の5月検針分からの大幅値上げは「ならしみんだより」昨年12月号に続き、5月号でも広報している。特に5月号は巻頭にコロナ特集が組まれており、この号での大幅値上げ広報は、苦境にあえぐ市民・事業者の感情を逆なでするものである。大幅値上げは決まっているものではあるが、新型コロナで観光業・飲食業をはじめ多くの事業者や市民は、暮らしと営業に壊滅的な打撃を受け、しかも収束は全く見通せない状況にある。

消費税増税に加え、1929年の世界恐慌以来とも言われる未曾有のコロナ不況が始まろうとしている時にこの値上げは思いとどまるべきである。かつてない事態が進行している時にはかつてない対応をとる必要がある。

以上の点を踏まえ、上下水道料金における減免、休業要請などで収入減少した市民の上下水道料金について期限内で納付が困難な場合の徴収猶予についての見解を問う。

**【回答内容】**

上下水道料金における減免については、全戸の水道料金の基本料金全額を令和2年7月請求分及び8月請求分の2か月分において減免いたします。また、上下水道料金について期限内で納付が困難な場合の支払い猶予については、猶予申請が出された月分において通常の納入期限から2か月後の期日まで支払いの猶予を行うことに加え、申し出には個々の事例に応じ柔軟に対応していく予定です。

回答者：企業局長

(担当課：企業局 下水道事業課)

3. 下水の水質に着目した新型コロナウイルス検出の可能性探求について

**【質問の具体的内容】**

新型コロナウイルスの感染がどれだけ広がっているのかについて、下水に含まれるウイルスの量から察知できる可能性が生まれてきたとの報道があった。

(4月24日朝日夕刊)

この記事によるとパリの水道公社の研究チームが、下水処理場の水からウイルスを検出することに成功し、感染拡大とともに量が増えたとしている。感染者の便や尿には微量のウイルスが含まれていて、トイレを通じて下水に流れ込む。このため、下水に含まれるウイルスの量を継続して調べれば感染の広がりが推計できるようだ。下水や川の水からウイルスを検出する手法は別の病気でも使われ、2013年、イスラエルでポリオが感染爆発した際にもこれを察知した例がある。豪州・米国・オランダでも下水からコロナを検出する取り組みをしようとしているとのことである。奈良市の下水の単独処理施設、県の浄化センター、それぞれでの下水の水質の検査においてウイルスや細菌の検査はどのようになっているのか、また今後の対応についての見解を問う。

**【回答内容】**

下水道法第8条(放流水の水質基準)及び下水道法第21条(放流水の水質検査)に基づいて、大腸菌群を測定しております。またウイルス検査については、下水道法等で定められていないため行っておりません。

しかし、令和2年3月9日付けの国土交通省の事務連絡によると、「SARSコロナウイルスはpH7～8の汚水中、6時間程度で失活することが判っており、同種の新型コロナウイルスについても、8時間程度の滞留時間を要する一般的な下水処理(pH7～8)の過程で十分、失活させることが可能である。」とされています。

また、「SARSコロナウイルスは大腸菌よりも塩素消毒に感受性が高いことが判っている。同種の新型コロナウイルスについても、生物処理後に塩素処理を行い、大腸菌群を十分低減することで、感染リスクを相当程度、低減することが可能である。」とされており、通常の下水処理を実施すれば新型コロナウイルスの放流水への混入は防げるものと考えています。

今後の対応については、国、県の動向を注視しながら対応していきたいと考えます。

回答者：企業局長

(担当課：企業局 水道計画課・水道工務課・下水道事業課)

4. 企業局、建設部の第5次総合計画素案における数値目標について

**【質問の具体的内容】**

「水道水の安定供給」、「下水環境の整備」について水道老朽配水管耐震化率2018年度7.0%を2025年度49.6%、鉛給水管の解消率37%を61.3%に、下水道重要管路の健全率は39.4%を60.4%となっている。

「道路施設長寿命化修繕・耐震補強達成率」は2018年度16.9%を2025年度に80.7%にするとなっている。いずれもこれまでの進捗にくらべて相当高い目標に見えるが、高い目標を掲げた理由と達成に向けての対策は何か。

**【回答内容】**

「水道老朽配水管の更新（耐震化）率」

昭和38年以前に埋設された耐震性能を有しない脆弱な継ぎ手の管路と内面無ライニング管、更生管は、破裂や継ぎ手の抜け出しによる漏水が発生するおそれがあり、今後も水道施設の老朽化が進んでいくことから、平常時はもとより災害時にも強い安全で安心なライフラインとしての水道を維持するため、耐震化や更新事業を積極的に実施していく必要があります。

このことから、2014年度に管路延長74,005mを対象として老朽配水管改良計画を策定しました。2018年度末現在、更新実績は延長5,206m、更新率7.0%、残延長68,799mに留まっております。しかしながら、2019年度においては約3,700m更新し、2020年度は約6,600mの更新を計画し、早期の解消を図るべく努力しております。第5次総合計画前期の目標年度であります2025年度末に更新率49.6%を達成することを目標に掲げていますが、達成するには毎年度4,500mの更新を実施していく必要があります。この数値は2019年度の実績及び2020年度の計画延長から実施可能な規模であることから、今後も引き続き予算の確保に努め、数値目標の達成に向け取り組みます。

「鉛給水管の解消率」

鉛給水管は、通常の使用においては問題がないものの、長期間の滞留水により鉛の溶出問題が指摘されていることから、水質基準値が、2003年より0.01mg/l以下として強化され、安全で安心な水道サービスの向上を図るため

に、鉛製給水管の解消事業に取り組んでいます。

この事業は、2005年度に「鉛給水管布設替実施計画」を策定し、約27,000件を対象に鉛給水管布設替事業を着手しました。2018年度末までに約10,000件を実施し、解消率が37.0%であります。2020年度からは事業解消目標年度の2036年度に向けて、年間約950件を解消することを目標としております。この計画に基づき2025年度末の解消件数は約16,500件とし目標値を61.3%としたものであります。

なお、鉛給水管の解消については、残存割合の高い小学校区を優先して、積極的な事業促進を図ってきました。さらに2019年度からは、住民等が鉛給水管の布設替を目的として行う場合、給水装置工事について補助金制度を実施しております。2020年度から事業対象者へこの補助金制度を個別に周知を行うこととし、更なる事業の利用促進を図ります。

#### 「下水道重要管路の健全率」

これまでは下水道整備や普及促進に重点を置いて目標を普及率、水洗化率に設定してきましたが、ライフサイクルコストの低減化や、予防保全型施設管理のために、管路の日常点検や管路の改築更新がわかるような目標にしました。

幹線や災害時の避難経路に埋設されている重要な管路の総延長238.3kmの内、2018年を基準として、経過年数30年未満の健全とされる管路延長は、94.0km(39.4%)です。事業計画では、開始年度2021年度から年間平均10.0kmの点検及びその点検で更新が必要な個所を更新することを目標とし、2025年度末の重要管路の健全度確認済み延長は144.0km(94.0km+10.0km×5年)となり、目標値を60.4%としました。

昨年度(2019年)から、包括維持管理業務委託の中で、計画的維持管理業務を行っており、その中で年間15kmの調査点検を行っており計画の年間10kmは達成できると考えております。

また更新工事は、その調査点検に基づいてストックマネジメント計画を立てて、更新工事を実施していく予定であります。

回答者：建設部長

(担当課：道路インフラ保全課)

4. 企業局、建設部の第5次総合計画素案における数値目標について

**【質問の具体的内容】**

「水道水の安定供給」、「下水環境の整備」について水道老朽配水管耐震化率2018年度7.0%を2025年度49.6%、鉛給水管の解消率37%を61.3%に、下水道重要管路の健全率は39.4%を60.4%となっている。

「道路施設長寿命化修繕・耐震補強達成率」は2018年度16.9%を2025年度に80.7%にするとなっている。いずれもこれまでの進捗にくらべて相当高い目標に見えるが、高い目標を掲げた理由と達成に向けての対策は何か。

**【回答内容】**

奈良市では平成26年度から平成30年度までの5年間で市が管理する橋長2メートル以上の659橋及びトンネル3基、横断歩道橋15橋、門型標識1基、大型カルバート5基について、自主点検も含め1巡目の点検をすべて完了したところです。

さらに令和元年度から令和5年度においては、2巡目の定期点検を実施する予定となっております。

市が管理する659橋の1巡目の定期点検の結果については、機能に支障が生じていない状態である「判定区分Ⅰ」が155橋、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態である「判定区分Ⅱ」が457橋、早期に措置を講ずべき状態である「判定区分Ⅲ」が44橋、緊急に措置を講ずべき状態である「判定区分Ⅳ」が3橋の結果となりました。

また、市が管理する15橋の横断歩道橋については、「判定区分Ⅱ」が12橋、「判定区分Ⅲ」が3橋の結果となり、大型カルバートについては、「判定区分Ⅱ」が4基、「判定区分Ⅲ」が1基の結果となりました。一方で奈良市が管理している橋梁の耐震補強については、緊急輸送道路及びそれに架かる橋梁並びに軌道上に架かる橋梁32橋のうち、直轄国道及び緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋から優先的に実施しているところです。

以上のことから、「奈良市 第5次総合計画(案)」における「道路施設長寿命化修繕・耐震補強達成率」の指標となる対象箇所83箇所の内訳については、



橋梁の「判定区分Ⅲ」44橋、橋梁の「判定区分Ⅳ」3橋、横断歩道橋の「判定区分Ⅲ」3橋、大型カルバートの「判定区分Ⅲ」1基、さらに耐震補強工事の対象橋梁32橋を対象箇所としたところです。

2018年度時点の達成率は、対象箇所83箇所のうち14箇所の工事が完了しているに留まっているため16.9%となっておりますが、2025年度までには、橋梁の「判定区分Ⅲ・Ⅳ」47橋、横断歩道橋の「判定区分Ⅲ」3橋、大型カルバートの「判定区分Ⅲ」1基の長寿命化修繕工事を完了するとともに、耐震補強工事については、対象橋梁33橋のうち16橋の耐震化を優先的に図り、今後、予想される南海トラフ大地震のような大震災に対し、橋梁の落橋や倒壊などの状況を防ぐとともに、奈良市民の命と財産を守るため、安全・安心なまちづくりの一環として事業を推進するため高い目標値を設定したところです。

目標値達成に向けての対策につきましては、令和2年度から創設された国の道路の橋梁等の老朽化対策にかかる個別補助制度（道路メンテナンス事業補助）を積極的に活用するとともに、効率的な長寿命化事業を進めるため、奈良市長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定・改定も併せて進めて参ります。

5. 県域水道一体化について	<p><b>【質問の具体的内容】</b></p> <p>新型コロナの感染予防にとって決定的に重要な自衛策である手洗いも水なしにはできないことなど水道は死活的に重要な事業であることが今回のコロナ禍でも改めて示された。</p> <p>ところで今年3月26日に行われた第5回県域水道一体化検討会において、本市を含む県内28市町の水道事業を1つに統合することをめざし、令和6年度までに企業団を設置することなどを主な内容としたたたき台について議論が行われたと聞いている。その内容について数点伺う。</p> <p>①奈良市で言えば木津浄水場を廃止した上で、県水の広域連絡管を布設して受水する計画になっているのではないか。過去の投資が無駄になるのではないか。何年か前に相当お金をつぎ込んでメンテナンスをしているはずである。</p> <p>歴史的経過から言えば木津浄水場は緑ヶ丘浄水場の完成と同時に失効することになっていたが、1966年夏の大規模断水により、木津川水利権の復活を前提に、自然流下水源導水事業の中核として緑ヶ丘浄水場と併存させたはずである。2つの浄水場は大規模断水や災害などの損傷時に相互補完するものとして密接不可分の関係にあり、効率重視の木津浄水場廃止は危機管理上も問題があるのではないか。見解を問う。</p> <p>②資産の取り扱いに関する基本方針において「廃止する浄水場は本来更新すべき内部留保金を控除」とあるが、これは市町の当然の要求である。つまり減価償却は費用処理の平準化のための会計処理であって資金の流出を伴わないことから資金の内部留保となるが、県域一体化の際の資産の扱いでこの資金が控除されなかったら、奈良市には資金は残らずすべて企業団に帰属することになるのではないかと考えるが、見解を問う。</p> <p>③給水単価や料金のシミュレーションだけであり、最も重要な財政についてのシミュレーションがないように思われる。またシミュレーションにおいて「一般会計からの繰り入れゼロ、起債ゼロ」という前提となっており現実的ではないと考える。また浄水場を除却した場合の資産の扱いにも触れられていない。</p>
----------------	--

示されているシミュレーションの現実性・妥当性についての以上3点に即してその見解を問う。

④覚書（草案）第3条では、水道事業の既認可を廃止して1事業認可による事業統合となっているが、水道料金の設定については、どのようになるのか。また同じく第5条では、県域水道一体化検討協議会及び企業団設立の準備にかかる事務を遂行するための準備室を設置するとなっているが、その費用はどこが負担し、どこの職員が担当するのか。以上2点にも触れた覚書草案についての見解を問う。

### **【回答内容】**

#### ①－1 広域化事業における広域連絡管の目的について

広域化事業で検討している広域連絡管は、奈良県内の水道事業全体の効率化のために、奈良県の2浄水場（御所・桜井浄水場）と奈良市の1浄水場（緑ヶ丘浄水場）の3浄水場に将来集約するために必要な施設整備計画のひとつです。

3浄水場の集約に伴って、奈良市の木津浄水場を含め自己水源を保有する各市町村の浄水場は廃止となります。

この3浄水場の水融通を可能とする広域連絡管は、地震や事故時の安全度を高めるためにも、有効に機能するものと考えております。

#### ①－2 木津浄水場への過去の投資、廃止の問題について

確かに、平成21年度に約7.5億円をかけて新急速ろ過池を整備し、日最大給水量25,900m<sup>3</sup>を確保しました。年間維持費も約4,400万円かかっております。

しかし、県内の浄水場が3浄水場に集約され、木津浄水場が廃止されるのはかなり先になるので、大規模断水や災害などの緑ヶ丘浄水場の損傷時に相互補完する浄水場として、当面の間、木津浄水場の運転は継続されるものと考えております。

奈良市としては、今年度実施する広域連絡管の検討結果を踏まえ木津浄水場の代替施設として広域連絡管がどこまで機能を果たすことができるのか、危機管理上の問題も踏まえて検証を行いたいと考えております。

②資産はすべて企業団に帰属することになるのかについて

「廃止する浄水場は本来更新すべき内部留保金を控除」という考え方が、ワーキンググループで検討されてきたことは事実です。この考え方は、当初、「各市町村において浄水場や配水池の更新のために確保されてきた内部留保金は、企業団に引き継がれるべきではない」という考え方の市町村もありました。

その後の検討を経て、現在、県域水道一体化推進に関する基本方針（草案）においては、新たに設立される企業団すべての資産、資本はもとより、負債もあわせて引き継ぐこととされております。

③-1 最も重要な財政についてのシミュレーションがないように思われることについて

今回のシミュレーションでは、給水原価、供給単価、単独経営と統合経営における給水収益の差額、事業統合による1人あたりの料金低減効果、資金・企業債残高比較、建設改良費など、総合的な検討を実施しておりますので、財政シミュレーションも実施しているという認識です。

③-2 「一般会計からの繰り入れゼロ、起債ゼロ」は現実的ではないことについて

水道事業においては、更新投資の財源は起債を充当するという考え方が一般的です。

しかし、県内の市町村水道では昨今、更新投資を行う際には起債をせずに自己資金で投資を行っている事業体が大部分を占めております。

したがって、起債ゼロでも十分に更新投資ができるものとしてシミュレーションを行っております。

また、最近、簡易水道事業を吸収合併した市町村水道を除くと、一般会計からの繰り入れをせずに、独立採算で経営しているところが大部分です。

したがって、一般会計からの繰り入れをせずにシミュレーションを行うことは、非現実的ではないと考えております。

③-3 浄水場を除却した場合の資産の扱いに触れられていないことについて

いずれ廃止する浄水場の用地などは、将来の更新スペースとして残しておきたい、たとえ遊休地であっても資産価値があるので企業団設立時には考慮が必

要などの議論は様々ありました。

しかし、前述のとおり、県域水道一体化推進に関する基本方針（草案）での資産等の整理は、新たに設立される企業団に水道事業の用に供している資産、資本及び負債を全て引き継ぐこととされております。

また、一体化の財政シミュレーションにおいて、統合後に廃止される各市町村の浄水場廃止後の費用削減額については、建設改良費から削減することで、更新投資額に反映しております。

これまでに整備した浄水場などの水道資産や内部留保金は、水道料金で整備・積み立てをしたものであることから、負債を除いて資産、資本のみを市に引き継ぐという考え方は、成り立たないものと考えております。

#### ④－１ 事業統合となっているが、水道料金の設定については、どのようなものかについて

各市町村の水道事業と奈良県営水道の既認可を廃止して1事業認可による事業統合を行うということは、企業団に参加する市町村すべてが同一の水道料金となることを意味します。

企業団の水道料金は、企業団が健全な経営が維持できる最適な料金として現状の奈良市と同等、若しくは少し安価な設定を目指しております。

仮に、水道料金が異なるということは、事業統合ではなく経営統合となります。水道事業の認可も1事業認可ではなく複数の事業認可となります。

#### ④－２ 準備室の費用はどこが負担し、どこの職員が担当するのかについて

県域水道一体化推進に関する基本方針（草案）では、「令和3年度に県域水道一体化検討協議会が行う事務を遂行するための準備室を設置する」となっております。

費用については、「県と市町村の負担割合の基準は構成団体の水道事業規模等を考慮する」となっております。

また、職員構成については、令和3年度に向けて県と市町村で予算化する必要があることから、関係市町村から人員が出せるのか等を含めて、今年度の検討課題となっております。

6. 新型コロナウィルス感染拡大に伴う市営住宅の対応について

**【質問の具体的内容】**

新型コロナウィルス感染の収束が見通せない中で安定した住まいの確保がいよいよ重要となってきた。「人との接触機会を減らすためにステイホームにご協力を」と言うのであればホームレスなど住居を持たない人の対策も考える必要がある。またコロナの影響で収入が大幅に減り、市営住宅家賃が払えない入居者がいることも想定しておく必要がある。本人の自己都合で住まいを失う、あるいは家賃が払えないというのではなく、国策としての自粛要請の結果生じた市民の苦難については、要請した側の責任で救済すべきと考える。

コロナの影響で住まいを失った人に対する選考によらない入居、収入減少により市営住宅家賃を納付することが困難な市民に対する減免や徴収猶予をすみやかに行うべきだと考えるが、見解を問う。

**【回答内容】**

新型コロナウィルス感染症拡大の影響による解雇等により、現在の住まいから退去を余儀なくされる方に対しましては、新たな住宅を確保するまでの一時的な住まいとして、市営住宅の空き住戸を提供します。これは、国土交通省からの通知による公営住宅の目的外使用にあたります。

対応としましては、随時、希望者から電話等で問い合わせがありましたら、住宅の位置や負担する使用料等を詳しく案内し申込みを受付けます。まず、災害時用に確保している3戸を、そして追加で5戸程度を修繕して活用を図りたいと考えています。

対象者は、次の(1)から(3)までの要件を満たしている方です。

(1)新型コロナウィルス感染症拡大の影響による解雇等により収入が大幅に減少し、奈良市営住宅条例の規定による収入月額が158,000円以下(障害者等に該当する等例外的に214,000円以下)となった方。

(2)現に奈良市内に住所又は勤務場所を有する方。

(3)現在のお住まいから退去する必要があるなど、住宅に困窮している方。

使用料等については、世帯全員の収入により算出する収入月額に応じた金額や共益費等を負担していただきます。なお、連帯保証人や住宅敷金は免除します。

更に、現在、市営住宅に入居されている方で、新型コロナウィルス感染症拡

	<p>大の影響による離職や大幅に収入減少した場合は、既定の家賃減免基準に照らして家賃を最大60%減免します。収入等の確認につきましては、直近の離職証明書や給与支払い証明書、給与明細書で行います。</p>
--	---

## 2、意見・要望

井上昌弘議員の意見・要望はありません。